

令和 5 年 5 月 6 日

葬儀社各位

市川市斎場長

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等について（変更）

日頃より本市斎場の運営に関し、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に移行することから、令和 5 年 4 月 26 日付、厚生労働省から示されたガイドラインの改正に伴い、斎場施設の運営を下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 変更日

令和 5 年 5 月 8 日（月）より

2. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等について

厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に基づき、下記のとおり取り扱いといたします。

(1) 24 時間以内の火葬について

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内の火葬ができなくなります。

ご遺体の取り扱い等の、ガイドラインに基づく適切な感染対策の実施について変更はありません。

(2) 火葬時間等

火葬状況を考慮して実施していた、午後 4 時からの新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬枠は終了いたします。

すべて通常の火葬と同様に全時間帯で行います。

3. その他

(1)火葬予約等

現状と同様に新型コロナウイルス感染症で亡くなられた場合、予約の際にお伝え下さい。また火葬予約確認票にその旨を記載して下さい。

(2)待合室の利用

待合室のテーブル上に設置してありましたパーテーションは撤去いたしますが、室内に常備してありますので、状況に応じてご利用いただけます。

また、大皿料理や酒類の飲食についても制限はありません。

(3)来場者について

マスクの着用については個人の判断に委ねることが基本となりますが、引き続き手洗い・手指の消毒等の感染対策をお願いします。

また、発熱等体調のすぐれない方の来場は控えて下さい。

その他、ご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問合せ下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等の取り扱いについては、厚生労働省のガイドラインに記載する内容に留意して下さい。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001091936.pdf>)

《連絡先》 市川市斎場 電話 047-338-2941